

福島県教育委員会令和8年3月定例会会議抄録

1 開催日時	令和8年3月23日(月)午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室(県庁西庁舎5階)
3 出席者	鈴木竜次教育長、1番 平塚康晴委員、2番 吉津健三委員、3番 高橋理里子委員、 4番 横田純子委員、5番 午來勝頭委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、横田委員と午來委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、猪俣副主査が記録係に指名された。
(5) 教育次長提出理由説明	<p>教育長から教育次長に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>教育次長から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>(説明概要)</p> <p>議案第1号については、福島県指定文化財を指定するもの。</p> <p>議案第2号については、福島県立図書館利用規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第3号については、福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第4号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第5号については、福島県立中学校学則の一部を改正するもの。</p> <p>議案第6号については、福島県立特別支援学校学則の一部を改正するもの。</p>

(6) 会議（一部）非公開

議案第7号については、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正するもの。
議案第8号については、福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正するもの。
議案第9号については、令和8年度学びの変革推進プランを策定するもの。
議案第10号から議案第13号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。
議案第14号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。
議案第15号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。
議案第16号については、県立学校長の人事について諮るもの。
議案第17号については、令和7年度教育・文化関係表彰の被表彰者を決定するもの。
議案第18号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。
議案第19号については、教職員免許法の規定に基づき、教職員免許状の取上げを行うもの。
報告第1号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。
報告第2号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。
報告第3号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。
報告第4号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。
教育長から、本日の審議事項のうち、議案第10号から議案第19号、報告第1号から報告第4号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。

<p>(7) 議 案 審 議 議 案 第 1 号</p>	<p>福島県指定文化財の指定について（議案第1号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>横 田 委 員：新規指定の重要文化財の観音菩薩坐像は、法用寺の観音菩薩と同じ年代か。 文化財課長：どちらも同じ年代だが、如法寺の観音菩薩の方が作成年代が古い。</p> <p>横 田 委 員：重要有形民俗文化財の農耕絵馬は損傷が見られるが、修復は行われるのか。 文化財課長：今後、所有者等と調整の上、修復してまいりたいと考えている。</p>
<p>議 案 第 2 号</p>	<p>福島県立図書館利用規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 3 号</p>	<p>福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 4 号</p>	<p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第4号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 5 号</p>	<p>福島県立中学校学則の一部を改正する規則について（議案第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 6 号</p>	<p>福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について（議案第6号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 7 号</p>	<p>福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（議案第7号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

<p>議 案 第 8 号</p>	<p>福島県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則について（議案第8号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 9 号</p>	<p>令和8年度学びの変革推進プランについて（議案第9号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(8) 前回会議録の承認</p>	<p>午 来 委 員：本プランはこれまでも目にしていたが、資料の体裁がとても見やすくなっている。 根拠となる数値については新しいものであったり、適切なものを掲載している。引き続きお願いしたい。 これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
<p>(9) 議 案 審 議</p>	<p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
<p>議 案 第 1 0 号</p>	<p>福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第10号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 2 0 号</p>	<p>教育長から議案第20号の追加提出について提案がなされ、全員に異議なく認められた。 退職手当の支給制限について（議案第20号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議 案 第 1 1 号</p>	<p>福島県市町村公立学校長の懲戒処分について（議案第11号）、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

議案第12号	福島県市町村公立学校教頭の懲戒処分について（議案第12号）、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第13号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第13号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 午後2時45分、教育長から暫時休議が告げられた。 午後2時47分、教育長から委員会の再開が告げられた。
議案第14号	令和8年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第14号）、令和8年度市町村公立学校長の人事について（議案第15号）及び令和8年度県立学校長の人事について（議案第16号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第15号	
議案第16号	
議案第17号	令和7年度教育・文化関係表彰について（議案第17号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第18号	教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第18号）、義務教育課長から説明があった後、原案を修正の上、可決された。
議案第19号	教育職員免許状の取上げについて（議案第19号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(10) 報告審議 報告第1号	令和8年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第1号）、令和8年度市町村公立

報 告 第 2 号	学校教職員の人事について（報告第2号）及び令和8年度県立学校教職員の人事について（報告
報 告 第 3 号	第3号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、
報 告 第 4 号	全員に異議なく了承された。
(11) 次 回 の 日 程	訓告処分等について（報告第4号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく 了承された。
(12) 閉 会	次回の定例会について、教育総務課長から令和8年4月17日（金）の午後とし、開始時間について は今後調整する案が提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。 午後3時19分、教育長から閉会が告げられた。